

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
1	仕様書 2. 業務内容 （4）設備仕様 ② 共通事項 イ	本事業で提案する製品について 「国内施設で製造されたLED照明であること」とございます。 現在、各メーカーにおいては、海外（現地法人）での生産も進んでいる状況でございます。海外施設で製造されたものでも、国内メーカーの製品であり、国内施設で製造されたLED照明と品質は何ら異なるものではございません。各メーカーとも、全部もしくは一部を海外生産としている状況から、多くの国内メーカーが本事業に参加できない可能性もございます。 国内メーカーが海外で製造するLED照明を提案することにより、提案金額を抑え、調達期間を短縮できるメリットもございます。 前項①の適用規格及び参考規格の条件を満たし、品質を確保することを前提として、海外施設（国内メーカーの現地法人）で製造された製品を国内施設で検査を行ったうえで、ご提案することは可能でしょうか。 また、参加表明の際に提出が必要な「販売実績証明書及び製造拠点誓約書」に、検査体制等を補足して参加表明を行うことは可能でしょうか。	町としては、国外で製造された粗悪品が使用されることを防止することを想定しておりました。また、町としては確かな品質を確保できる製品で、町にとって有益である提案をより多く受けた中で業者選定を行う考えであることから、前項①の設備仕様の条件を満たすものであることが証明できるものであれば、参加は可能といたします。仕様書及び様式の内容を一部訂正します。 なお、評価項目には「施工品質」があり、製品品質が評価されることはご承知おきください。
2	仕様書 2. 業務内容 （4）設備仕様 ② 共通事項 イ	本事業で提案する製品について 「公共事業における販売実績が10年以上ある国内企業」とございます。 国内でのLED照明の販売は、2004年から始まっております。その後、20数年が経過し、現在では多くの企業がLED照明を販売しております。 メーカーの中には、10年以内にLED照明の製造を開始した企業もございますが、本仕様では、10年以内にLED照明の製造を開始したメーカーが参加できないことになります。LED照明は、ここ10年の間で性能が大きく向上しております。販売実績10年以内のメーカーであっても、国内で多くの公共施設に製品提供を行っている事例もあり、性能には何ら問題ないものと考えます。 また、10年以上前には公共施設でのLED化は本格化しておらず、公共事業10年以上の販売実績があるメーカーは限られることになります。販売実績の期間ではなく、これまでの販売（公共施設への導入）実績の内容（施設の種類や件数など）で参加可能とする方が、事業として幅広い製品が選択できるというメリットにつながると考えます。一方で、事業役割を担う構成員は、直近5年間の実績を有していることとなっております。過去10年以内の販売実績をお示ししたうえで、本事業に参加することは可能でしょうか。	前述のとおり、町としては確かな品質を確保できる製品で、町にとって有益である提案をより多く受けた中で業者選定を行う考えであることから、過去10年間に於いて国内で製造・公共事業における販売実績がある国内企業の製品であれば、参加は可能といたします。仕様書及び様式の内容を一部訂正します。 なお、評価項目には「施工品質」があり、製品品質が評価されることはご承知おきください。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
3	実施要領 3. 参加要件等 (2)参加資格 ⑤ 別紙【プロポーザル審査基準】 仕様書 2. 業務内容 (6)維持管理及び保守 ③ (7)LED 照明リース仕様 ③	実施要領ならびに仕様書におきまして、町内事業者の活用や地域経済波及効果への配慮が求められており、審査基準においても「地域等への貢献」として評価項目が設定されております。 一方で、町内の電気工事会社等の数には限りがあることから、プロポーザル参加段階において特定の町内事業者との体制構築が集中した場合、他事業者が必要な体制を組めず、公平な参入機会が阻害される懸念があります。 つきましては、町内事業者を最優先で活用することを企画提案書内で明記、約束した提案については「業務実施体制」、「維持管理・保守の体制」、「地域等への貢献」等の項目において公平に評価していただけますでしょうか。	業務を受注することになった場合、どのような形で町内事業者を活用するかなどを具体的にわかるように企画提案書等に明記し、プレゼンテーションで説明がなされれば問題ありません。 企画提案書の内容、プレゼンテーションの説明により、審査員は評価いたしますが、評価点については評価員により異なることはご承知おきください。
4	様式 様式5 事業実施体制表	様式5 の「2 協力体制一覧（電気工事会社）」の記載に関し、町内の電気工事事業者が限定的であることから、参入機会の公平性を確保するための取り扱いについて質問いたします。応募段階においては、複数の参加事業者が同一の町内事業者名を重複して記載し提案することについて、ご容認いただけますでしょうか。	本プロポーザルにおいて、制限しているのは応募が共同体で応募する場合（様式6）で、様式6の「1事業役割」～「3その他役割」の部分になります。 町内電気工事会社が限定的であることは承知しており、町としてはあくまで最終的に受注した事業者から町内事業者が最大限活用されることにより地域経済に波及することを望んでいるものです。したがって、様式5の「2 協力体制一覧（電気工事会社）」について、応募時点で重複することは何ら問題ありません。
5	別紙 浅川町公共施設等 LED 照明設備賃貸借事業対象施設一覧	対象施設一覧の「No.36 防犯灯」に関しまして質問いたします。524 本の所在地が分かる資料をご提供いただくことはございますでしょうか。整備途中のデータや一部欠落のある資料等であっても活用したく存じますので、開示可能な範囲でご提供いただけますと幸いです。	防犯灯524本について、現時点で場所を正確に把握した図面や住宅地図等は保有しておりません。本プロポーザルは、仕様書 2. 業務内容（2）既設照明器具調査及び詳細協議に記載のとおり、町が把握できていない現況把握をするための現地調査も含むものとしております。 なお、電力会社からの請求内訳書等、保有しているものは開示可能です。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
6	仕様書 2. 業務内容 (1)概要①	リース期間中は保守・維持管理を行うと記載ございますが、定期点検は不要という認識でよろしいでしょうか。	町として一律に定期点検を求めてはおりません。 なお、「維持管理・保守の体制」は、評価項目となります。
7	仕様書 2. 業務内容 (1)概要③	リース料の支払期間は10年間と記載ございますが、賃借料の支払スケジュールは、当月分を翌月末日支払い(例：令和10年4月分を令和10年5月末日に支払い)、合計120回均等払いの認識でよろしいでしょうか。	賃借料の支払いスケジュールは事業者によっても異なる部分かと思いますが、詳細は優先交渉権者と協議により決定します。
8	仕様書 2. 業務内容 (1)概要⑥	契約期間が満了したリース設備については町に無償譲渡とありますが、無償譲渡に伴い、固定資産税は賃貸借料に含めない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様 ②共通事項ス	アスベストの発生が予見される場合は、その対策と対策費用を見込むこと、と記載ございますが、町で保有している各施設のアスベスト調査結果があれば、共有いただけないでしょうか。また、アスベスト対策費は施設の調査結果に基づき、見込み金額より大幅な増加の可能性がございます。金額が著しく増加した場合は、見積書を再提示することは可能でしょうか。または、一旦契約締結後に、変更契約の対応とさせていただけないでしょうか。	各施設の調査結果等、資料は持ち合わせておりません。町としては最初から変更ありきでの提案ではなく、築年数や現地調査等で見込まれるもの、各社のノウハウ等により見込金額を提案いただくことを求めています。なお、詳細は優先交渉権者と協議することとします。
10	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様 ②共通事項ソ	オートリフター機器がある場合は撤去とございますが、その場合の撤去費は見積金額に含む必要があるでしょうか。 別途協議は可能でしょうか。	見積金額に含めてください。
11	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様 ②共通事項タ	照明器具には、賃貸者物品であるラベル等を付すことと記載ございますが、器具の構造上や設置場所等の状況により表示が困難な場合は、表示を免除していただけますでしょうか。	状況により、協議することとします。
12	仕様書 2. 業務内容 (5)設置工事	築年数が古く、施設によっては器具更新の際に天井地震補強等が必要となった場合は、別途協議の対象でしょうか。もしくは、経費として見込む必要がありますでしょうか。	提案いただいた見積金額の精度は、評価項目となります。経費として見込まれるものは、当初から計上ください。
13	仕様書 2. 業務内容 (5)設置工事④	既設照明器具の撤去費用については、見積金額に含む認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
14	仕様書 2. 業務内容 (5)設置工事	作業時間の指定がございませんが、平日の作業も可能という認識でよろしいでしょうか。	作業時間は施設の利用状況によって、異なります。平日の作業も可能な施設もあります。
15	仕様書 2. 業務内容 (5)設置工事	設置工事に関して、仮設足場が必要と思われる個所については、お教えいただけますでしょうか。また仮設足場に係る費用については、お見積り金額に含める認識でよろしいでしょうか。	仮設足場が必要と思われる個所を把握しておりません。仮設足場に係る費用については、お見込みのとおりです。
16	実施要項 2. 業務内容 (5)事業期間②	各施設の賃貸借契約開始スケジュールは協議により決定と記載ございますが、賃貸借開始日が施設毎に異なる場合は、それぞれ施設毎に賃貸借契約を締結する、という認識でよろしいでしょうか。	町としては、全施設を令和10年4月1日から賃貸借契約開始することを希望しております。なお、優先交渉権者と協議することとします。
17	仕様書 2. 業務内容 (6)維持管理及び 保守②	動産総合保険の適用範囲の事象による損害の場合は、受注者が費用負担と記載があります。当該動産保険につきましては、 ①照明器具設置後から賃貸借期間開始までは、リース会社の所有物ではないため、動産総合保険の付保が出来かねます。代わりとなる、火災保険または請負賠償責任保険等の加入による対応の必要はあるでしょうか。 ②リース期間の経過に応じて減額となる一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。もしくは、保険金額が逓減しない新価特約を付保する必要があるでしょうか。	動産総合保険の適用外については、それが事業者の責に帰すべき事由によるものであれば、事業者の負担となります。動産総合保険の内容について指定はありませんが、これまでの同種事業の実績によりご提案ください。
18	実施要領 3. 参加要件等 (1)参加資格	「事業の役割を担う構成員は～(中略)～履行した実績を有していること」と記載ございますが、共同事業体で参加する場合、全構成員の実績が必須でしょうか。もしくは、代表企業のみでよろしいでしょうか。	代表企業のみで問題ありません。
19	実施要領 6. 質問書の提出 及び回答(2)	質疑応答の内容によって新たな疑義が生じた場合、追加の質疑を行うことをお認めいただけますでしょうか。	期日を過ぎた追加の質問は受け付けておりません。
20	実施要領 7. 参加表明書等の 提出(1)ウ	「ウ. 会社概要」につきまして、参加企業が建設業許可等を取得していないリース会社が参加する場合(建設工事は協力会社へ発注)、記載項目「会社の業務登録及び資格取得状況」にて建設業許可等の記載は不要の認識でよろしいでしょうか(品質マネジメント資格等は記載いたします)。	お見込みのとおりです。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
21	実施要領 7. 参加表明書等の提出(1)ク	ク. 納税証明書につきましては、税務署で取得する「その3の3(未納がないことの証明)」のみでよろしいでしょうか。	問題ありません。
22	実施要領 8. 企画提案書の作成要領(1)⑤	ご提出する見積金額につきましては、受託候補者決定後、現地調査した結果に基づき金額変更(大幅な増額)が発生した場合、契約締結の際に見積書を再提示することは可能でしょうか。または、一旦契約締結後に、変更契約の対応となりますでしょうか	提案額を超える見積額の変更を想定しておりません。これまでの同種事業のノウハウによる見積額の提案をお願いします。 なお、提案いただいた見積金額の精度は、評価項目となります。
23	実施要領 8. 企画提案書の作成要領	提出書類にて、 ①提出する見積書に、押印は必要でしょうか。 ②提出する副本7部につきましては、副本の企画提案書表紙に事業者名の押印は必要でしょうか。もしくは、正本の写しでよろしいでしょうか。 ③提出部数にて、電子媒体1部とございますが、PDF形式にしたデータをメールにて送付する、という認識でよろしいでしょうか。	①押印はなくても問題はありません。 ②お示ししている様式のとおりです。なお、副本の表紙は写しで問題ありません。 ③お見込みのとおりです。
24	その他	受託候補者決定後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	想定しておりませんが、詳細協議により、第1優先交渉権者と合意に至らない場合には、次点の事業者との協議に移るものとなります。
25	その他	契約保証金については免除と考えますが、よろしいでしょうか。また、契約保証金が免除の場合の条件等がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、契約保証金の免除については、浅川町財務規則第99条によります。
26	その他	本件について予測されるリスクと責任分担について、浅川町様で想定のものでございましたら、お送りいただけますでしょうか(例:仕様書の記載事項に重大な誤りがあった場合の責任負担、天災等による設計変更・中止・延期時の責任負担、引渡し前に設置物に関して生じた責任負担、など)。	現時点で用意しているものはございません。なお、事業者の責に帰すべき事由によるものであれば、事業者の負担。町の責に帰すべき事由によるものであれば、町の負担。と考えております。
27	実施要領 2. 業務概要(5)	リース契約に関してですが、施工が完了し、検収済みとなった施設ごとにリース契約を交わす認識でよろしいでしょうか。	町としては、全施設を令和10年4月1日から賃貸借契約開始することを希望しております。なお、優先交渉権者と協議することとします。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
28	仕様書 2. 業務内容 (1)概要② (4)設備仕様③ア	「LED照明への更新は、原則、照明器具を交換する手法で行う」「ライトユニット取り外し可能なものとする」とされていますが、以下について確認させてください。 現在、LED照明器具については、全国的な供給不足や納期の長期化、価格上昇等が生じている状況を踏まえると、事業を円滑かつ経済的に実施するため、既存の照明器具を活用し、蛍光管型LED等への交換も選択肢として認めることが必要と考えられますがいかがでしょうか。 照度・安全性・省エネ性能等の必要な基準を満たすことを条件として、既存器具を活用した蛍光管型LED等による更新方式もプロポーザルの中で評価していただくことは可能でしょうか。	本町では、プロポーザル公募にあたり、条件等を検討するにあたりサウンディング型市場調査を実施し、器具交換としております。 見積金額の比較検討が難しくなるため、器具交換での提案をお願いします。
29	仕様書 2. 業務内容 (5)設置工事③	「アスベスト含有のおそれがある既設天井ボード等に開口を設ける必要がある場合」とありますが、以下について確認させてください。 既存の照明器具を活用し、蛍光管型LEDへの交換によってLED化を行う方式であれば、照明器具そのものを交換する場合と比較して、既設天井ボード等に開口を設ける必要がなく環境省大気汚染局もアスベスト工事に当たらないとの見解を示しています。 照度・安全性・省エネ性能等の必要な基準を満たすことを条件として、既存器具を活用した蛍光管型LED等による更新方式もプロポーザルの中で評価していただくことは可能でしょうか。 そのため、照度・安全性・省エネ性能等の必要な基準を満たすことを前提として、既存器具を活用した管交換によるLED化を認めることで、天井ボード等への開口を必要とする施工をなくすことが可能と考えますが、この点についてご見解をお聞かせください。 また、埋込型の蛍光灯を器具交換で行う場合にはアスベスト含有のおそれがある天井材への事前検査と湿式養生、資格者の確保等が必要であり、費用も工期も増上して予算化も困難となります。他の自治体でも管交換方式を排除することなく公示している自治体も多くありますが、プロポーザルの提案内容ではなく要項・仕様で管交換を排除してしまう理由を教えてください。	No.28回答に同じ。 なお、サウンディング型市場調査に参加した業者で管交換を推奨した事業者は1者もありませんでした。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
30	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様⑦	非常灯・誘導灯の保守・維持について確認させてください。 本事業における「10年間の保守・維持」の対象には、非常灯および誘導灯に内蔵されている蓄電池（バッテリー）の点検・交換も含まれるのでしょうか。	非常灯・誘導灯に内蔵される交換電池については、含まれておりません。
31	仕様書 4. 提出書類 【完了時】	「提出書類 施工完了時 照明器具写真（設置・前後）」について確認させてください。 照明器具については、設置位置を示す位置図や照明設備一覧等の資料により、設置箇所・器具の種類・数量等を確認することが可能であると考えます。 そのため、位置図や照明設備一覧等を提出することを条件として、施工完了時の照明器具写真（設置・前後）の提出は全数の必要はなくサンプルで十分と考えますがいかがでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	仕様書 2. 業務内容 (1) 概要②	『L E D 照明への更新は原則、照明器具を交換する手法で行う』とありますが現地調査を行った結果、埋込式灯具が多数ありました。資料の施設一覧の建築年度から推測するには公共施設にはアスベスト含有を推察されます。 従ってこのまま器具交換を原則にしますとアスベスト対応となるため多額の費用の発生、長期間の工期となります。 貴町が審査基準で重視されます経済性・環境対策・業務計画性等に則って管交換方式を原則とし、器具交換につきましては施設管理者と協議を行うという形での企画提案書もプロポーザルの中で正当に判断していただくということによろしいでしょうか。	No.28, 29回答に同じ。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
33	(様式8) ①販売実績証明	出荷証明をメーカーに求めることの必要性についてお尋ねします。 通常のLED照明の流通において、ここでのメーカー押印を求めるほどの証明書を必要とする理由は何でしょうか。 全国のほとんどのLED化入札において、参加資格要件の審査にメーカー押印は求めておりません。同じ福島県のある町でこれと同じ書式により提出を求められたところ、 メーカーからは『対抗するリース会社と提携しているので押印することはできない』と拒否されたことにより押印書式の提出が不能となり落札できなかった例があります。 メーカー自身の独占禁止法違反の可能性がある入札妨害の実例ですが、製品の信頼性、性能、保証等はプロポーザルの中で総合評価すれば良く、不明な点があれば質問すれば良いことであり、特定のメーカーに限定されメーカーの恣意で入札結果を左右できるような証明書式は不要と考えますがいかがでしょうか。 なお、本書式はLED照明性能や品質、価格とは関わりないものであり、製品の選択についてはプロポーザルの中で質問し評価すべきと考えます。広く競争の機会を設けるべき大規模な入札において、特定のメーカーに限定されるような要件設定は自治体行政として避けるべきと考えますがいかがでしょうか。 また、国内製造工場に限るという趣旨の様式は日本政府調達方針に反するものであり、経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室の見解としても、初めから海外製品を排除するような要項、仕様は政府原則に反してるので避けるべきであるとの見解が出ています。	様式の変更は考えておりません。 なお、様式8は9月18日に修正し、公開しておりますが、国内製造工場に限る内容とはなっておりません。国内で製造または検査(検品)された製品としております。
34	実施要領 2. 業務概要 (5) 仕様書 2. 業務内容 (1) ④	仕様書1 頁2(1)④「令和8 年12 月に全施設一括して契約する」および実施要領1 頁2(5)「遅くとも全施設の賃貸借契約を令和10 年4 月1 日に開始する」とありますが、施工が完了した施設から順次賃貸借（リース）を開始する「施設ごとの分散開始」となりますでしょうか。それとも全施設一括開始でしょうか。	町としては、全施設を令和10年4月1日から賃貸借契約開始することを希望しております。なお、優先交渉権者と協議することとします。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
35	実施要領 9. 企画提案書の 審査(1)オ	出席者は3名までとされていますが、共同事業体での参加を想定した場合、各役割（代表・施工・維持管理等）の専門担当者による説明・質疑応答を行うため、5名程度の出席をお認めいただくことは可能でしょうか。	共同事業体の場合は、可といたしますが必要最小限とさせていただきます。
36	仕様書 2. 業務内容 (3)対象設備	「老朽化した灯柱や住民から求められた場合などは、更新するものとする」とありますが、老朽化の判断は貴町にて行っていただけますでしょうか。また、住民からの要望については事前に町様で取りまとめ・共有を行っていただける認識でよろしいでしょうか。	更新対象は、必要最小限と考えておりますので、状況を踏まえ町で判断いたします。なお、工事実施までに、住民からの要望が出ている箇所については共有します。事前のとりまとめは行いません。
37	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様 ②共通事項シ	「町の要望に応じ、点灯パターン（照明制御）の変更に対応可能であること」とありますが、具体的な対象施設や想定される制御内容（タイムスイッチ、調光等）について教示いただけますでしょうか。	現時点で具体的な対象施設等を把握しておりません。
38	仕様書 2. 業務内容 (4)設備仕様 ②共通事項ス	「アスベストの発生が予見される場合にはその対策と対策費用を見込むこと」とありますが、優先交渉権者決定後の現地調査等の際に、町様が保有されているアスベスト調査結果等の情報を共有いただけますでしょうか。	町で保有しているアスベスト調査結果はありません。
39	仕様書 2. 業務内容 (8)物件の引渡し ①	「完了届をもってその旨を町に通知」とありますが、提出書類の指定フォーマット（様式）は貴町よりご提供いただけますでしょうか。	町指定の様式があるものについては、提供します。
40	実施要領 2. 業務概要(7)	今後、不測の事態が発生し、メーカーの供給力不足による納期遅延や物流遅延等に伴う設置作業の遅延が生じる可能性があります。このような状況により設置納期遅延の恐れが発生した場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、賃貸借開始時期変更等の協議に応じていただけますでしょうか。 また、施工期間内(令和10年3月31日)に工事が終了できない状況も考えられますが、工期延長も協議対象としていただけますでしょうか。 最後に、そのような状態になった場合はリース開始時期もその分遅れるという認識で宜しかったでしょうか。	プロポーザル公募にあたり、条件等を検討するにあたりサウンディング型市場調査を実施しており、現時点では十分に余裕をもったスケジュールであると認識しており、リース開始時期の遅れは想定しておりません。 ただし、予期できない不測の事態が生じた場合には、協議することとします。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
41	仕様書 2. 業務内容 (8)物件の引渡し ③⑤	検査合格前の仮使用期間中に発生した不具合・消灯等のうち、機器の初期不良や受注者の施工起因でない事象（町様の過失等）については、町様の費用負担となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	仕様書 2. 業務内容 (6)維持管理及び 保守②	メーカーが定める定格寿命（40,000時間等）を超えて使用されたことによるLED照明の劣化・照度低下・不点灯等については、受注者の保守・保証の対象外という認識でよろしいでしょうか。	②ウに記載のとおりです。 なお、保証期間内に定格寿命を超えて使用される施設はないものと考えております。
43	仕様書 2. 業務内容 (6)維持管理及び 保守②	既設配線や既設電源設備等の不具合に起因して発生したトラブルについて、今回設置するLED照明器具自体に起因しない場合の調査・修繕費用は町様のご負担となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	実施要領 8. 企画提案書の 作成要領(1)ウ	見積書の書式に指定はありますでしょうか。 また見積書に記載する金額は契約金額総額（税込）との認識でよろしいでしょうか。	指定はありません。見積りの積算根拠や妥当性、精度等は評価の対象となることを踏まえた見積書としてください。なお、税込で問題ありませんが、消費税額がわかるようにしてください。
45	その他 (入札・契約手続き)	本事業はプロポーザル提案方式案件であり、入札保証金・契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	その他 (契約書・約款)	本件の契約締結にあたり適用される契約約款は、貴町所定の契約約款となりますでしょうか。それとも賃貸人所定の契約約款を使用することとなりますでしょうか。 貴町所定の契約約款を使用する場合は、契約条件を確認のうえ入札（プロポーザル）への参加を判断する必要があるため、提案書提出前に契約書（案）及び適用される契約約款等をご開示いただけますでしょうか。 また、開示いただいた契約書（案）及び契約約款等の内容について、必要に応じて質疑を行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	約款については、浅川町財務規則のとおりです。 契約書の詳細については、優先交渉権者と協議により作成します。
47	その他 (施工条件)	見積算出にあたり、施工条件は原則として「平日・日中作業」を前提として積算してよろしいでしょうか。	問題ありません。なお、実際の作業時間は、施設の利用状況に応じて協議のうえ、設定することとなります。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
48	その他 (設備運用・管理)	貴町による物品の移動を行う場合、事前にご相談いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、貴町による物品の取外し、設置・調整が要因で機器に不具合が生じた場合の費用負担については、貴町にてご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりで問題ありません。
49	その他 (支払条件)	賃貸借料については、月払いとし、毎月、適法な請求書を貴町が受領した日から30日以内にお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりで問題ありません。
50	その他 (中途解約等)	賃貸借期間中に町の都合（施設の統廃合・廃止等）により物件が不要となり契約変更・解除が生じた場合、残賃貸借料を一括または分割にて町様にご負担（補償）いただける認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりで問題ありません。
51	その他 (請求業務)	事業者が利用する電子送付サービスで請求書を送付することを検討していますが、電子での請求書のやり取り（メールでの送付を含む）は貴町において対応可能でしょうか。	現時点では、対応しておりません。
52	その他 (電力申請)	街路灯の更新の際の電力会社への申請手続き（契約変更・減容量などの申告）は貴町にて対応頂ける認識でよろしいでしょうか。	電力会社への申請手続きも本業務に含まれております。
53	その他 (確認手続き)	犯罪収益移転防止法その他関係法令に基づき、賃貸人が必要な取引時確認等の手続を行う場合には、必要な手続にご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令等の手続きも本業務に含まれております。 なお、必要な協力はいたします。
54	その他 (辞退の扱い)	参加表明書提出後にやむを得ず辞退した場合、今後の町様における入札参加資格等において不利益な取り扱いを受けない理解でよろしいでしょうか。	参加辞退については、実施要領12(8)のとおりです。様式10を使用し、辞退理由をご記入ください。辞退した場合の定めはありませんが、可能な限り事前に検討を行っていただいたうえで参加表明書を提出いただくようお願いいたします。
55	実施要領 2. 業務概要(4)	リース期間満了後、本設備を無償譲渡する場合は、当該時点の現状有姿にて引き渡すものとし、賃貸人に追加の修繕、更新その他の費用負担は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	その他 (条件変更)	契約締結後に法令・税制・保険料その他賃貸人の責によらない著しいコスト増が生じた場合、契約金額の変更について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
57	仕様書 2. 業務内容(2) 実施要領 2. 業務概要(6) 10. 契約の締結 (2)	詳細調査結果に基づく契約内容及び契約金額の確定について仕様書2(2)では、優先交渉権者決定後の詳細調査により交換対象器具台数等を把握し、契約締結に必要な資料を作成のうえ、町と協議することとされています。また、実施要領2(6)では「提案金額は契約金額ではない」とされ、同10(2)では、協議による見積金額等の変更が認められています。 本事業では、既設照明の種類・仕様・数量等を明示した詳細な機器リストが提示されておらず、図面は施設ごとに閲覧調整が必要であり、図面がない施設もあることから、提案時点で全ての対象機器及び施工条件を正確に把握することは困難と考えます。 このため、優先交渉権者決定後の詳細調査により、提案時に想定した数量・器具仕様・施工条件等と現況に相違が判明した場合は、その調査結果に基づき必要な業務内容及び費用を再積算し、提案上限額の範囲内で、増額を含めて見積金額を見直したうえで契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。 特に、提案時に合理的な前提を明示して見積もった事項について、詳細調査で判明した差異に係る追加費用を、一律に事業者負担として提案金額内での履行を求めるものではないことをご確認ください。併せて、金額変更を認める条件・範囲及び再積算額が提案上限額を超える場合の取扱いをご教示ください。	提案額を超える見積額の変更を想定しておりません。これまでの同種事業のノウハウによる見積額の提案をお願いします。 一律に事業者負担をとして提案金額内での履行を求めるものではありませんが、「提案金額は契約金額ではない」としているものについては、プロポーザル実施後に施設の減等があることを想定しているものです。 本事業の対象施設においては、詳細な図面を提供できない施設を含むことから、既設器具の仕様特定及び選定や施設環境に応じた最適な施工計画を、専門的なノウハウにより提案いただくことを求めているものとします。 なお、提案者の積算根拠については企画提案書に明示してください。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
58	仕様書 2. 業務内容 (3) 実施要領 【審査基準】	見積金額の算定条件及び経済性評価の公平性について 一般に、複数の提案者の見積金額を比較・評価するためには、図面の有無にかかわらず、対象機器の種類・数量・要求性能等を整理した機器リストなど、各社が共通して用いる積算条件が必要と考えます。 本事業の対象施設一覧に記載された照明数量は「未整備数量」の参考値であり、器具ごとの種類・仕様等は示されていません。また、仕様書では既にLED化された照明も原則として更新対象とされているため、提示資料だけでは、見積対象となる機器の総数及び内訳を共通条件として確定することが困難です。 この状態では、各社の想定により、対象数量を少なく見込む、又は仕様書の範囲内でも安価な器具仕様・施工条件を想定することで見積金額に差が生じ、必要な数量・仕様・費用を適切に見込んだ提案が、経済性評価で不利となる懸念があります。 つきましては、以下をご教示ください。 (1) 提案見積の算定に用いる、全参加者共通の対象数量、器具区分、要求性能及び施工条件等をご提示いただけますでしょうか。詳細な機器リストの提示が難しい場合も、比較評価の前提となる暫定数量や不明箇所の統一的な算定条件をご提示ください。 (2) 経済性（見積金額）15点は、見積総額の高低による相対評価でしょうか。それとも、提案内容に対する金額の適正性を評価するものでしょうか。具体的な採点方法及び判断基準をご教示ください。 (3) 評価ポイントの「見積りの積算根拠は妥当か」について、何を基準に妥当性を判断するのでしょうか。特に、対象数量や器具仕様等の想定が各社で異なる場合、その差異をどのように確認・調整し、同一条件での公平な評価を行うのか、具体的にご教示ください。	本事業の対象施設においては、詳細な図面を提供できない施設を含むことから、既設器具の仕様特定及び選定や施設環境に応じた最適な施工計画を、専門的なノウハウにより提案いただくことを求めている。積算の条件設定はおこないません。 なお、提案者の積算根拠については企画提案書に明示してください。 また、見積りの評価は、一律に総額の高低だけで評価されるものではありません。図面閲覧及び現地確認期間中での確認した状況や、事業者における他自治体での同種事業の実績・ノウハウ等を踏まえ、より具体的かつ納得感のある積算根拠が示されているかなど提案された内容の精度も評価されます。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
59	実施要領 2. 業務概要(6)	「※提案金額は契約金額ではない」とあります。 提案金額が契約金額となる認識でしたが、契約候補者となった後、金額は協議して決定するということでしょうか。（提案金額が変わって契約となるということでしょうか。） また、その場合、金額が変更となる場合、どのような理由から変更になるのでしょうか。	「提案金額は契約金額ではない」としているものについては、プロポーザル実施後に施設の詳細協議等を踏まえ、施設等の減などがあることを想定しているものであり、提案額を超える見積額の変更を想定しているものではございません。 施設等の減等がない場合、基本的には、提案金額が契約金額になるものと理解していただいて問題ありません。 これまでの同種事業のノウハウによる見積額の提案をお願いします。
60	実施要領 3. 参加要件等 (2)参加資格③	「同種の事業を元請として受注、契約、履行中又は履行した実績」とありますが、ここでいう実績とは、国又は地方公共団体等との公共施設等のLED照明賃貸借事業に係る契約を直接締結した実績を指すとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	実施要領 7. 参加表明書等の提出(1)	提出書類として、ア〜クがございます。 共同体で参加する場合の必要書類について、ご教示ください。 共同体の構成員全員が提出する書類は以下のものとの認識です。 イ 登記事項証明書、ウ 会社概要書、キ 財務諸表、ク 納税証明書 また、エ 業務実績調書については、要領3 (2) ③に記載の実績（直近5年間の公共施設等のLED照明賃貸借事業）を指すと考えております。賃貸借の実績ということで、業務実績調書については、事業役割（リース会社）のみの提出でよいとの認識です。 以上の認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。
62	実施要領 7. 参加表明書等の提出(1)	会社概要書について 会社概要書には、2 従業員数及び有資格者を記載する必要がございます。 資格者とは、どのような資格を想定しているのでしょうか。事業役割となるリース会社や照明器具供給役割の照明メーカーなどは、特段資格を要する業種ではないと考えております。 資格者は、施工役割における資格者との認識です。従いまして、施工役割以外の事業者では資格者がいないという形で提出することになります。 資格者の記載についてご教示ください。	お見込みのとおりです。 施工役割のみで問題ありません。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
63	実施要領 7. 参加表明書等 の提出(1)	共同事業体事業実施体制表について 4に協力体制一覧（電気工事会社）とあります。 ここでいう「協力体制」とは、共同事業体の構成メンバー以外の事業者という認識でよろしいでしょうか。 共同事業体の構成メンバーは、町内事業者を含めた形で、全て1から3の役割にて参加する予定です。	お見込みのとおりです。
64	仕様書 2. 業務内容 (1)概要②	仕様書には、「原則、照明器具を交換する手法」とあります。 一方、仕様書の冒頭には、「独自の提案により、仕様書の内容が変更される可能性がある」旨の記載もございます。 器具交換の他の手法としては、管球交換（ランプ交換）がございます。管球交換とした場合、提案金額は低く抑えることも可能となります。プロポーザル審査基準では、経済性（見積金額）の項目もございます。 審査を行う前提として、交換の手法については、一定の基準が必要と考えております。照明器具の交換が前提という仕様は、提案により変更となるものではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本町では、プロポーザル公募にあたり、条件等を検討するにあたりサウンディング型市場調査を実施し、器具交換としております。 見積金額の比較検討が難しくなるため、器具交換での提案をお願いします。
65	仕様書 2. 業務内容 (3)対象設備	「灯柱」について、住民から移設を求められた場合には、更新が必要とございます。 対象となる移設は、どの時点で確定されるのでしょうか。 提案金額を決定させるためには、提案前に確定させる必要があると考えております。または、提案後に対象となった場合には、金額の変更協議も必要になるかと考えております。その場合には、提案金額の変更（増額）の協議は可能でしょうか。	更新対象は、基本的に必要最小限と考えておりますので、状況を踏まえ町で判断いたします。 これまでの同種事業実績等により、提案時点でどの程度の更新を見込んでいるのかご説明ください。 なお、想定よりも灯柱の更新が増えた場合には、詳細は協議し決定することとします。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
66	仕様書 2. 業務内容 (4) 設備仕様⑦	防災照明器具については、イにおいて、「所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと」とあります。届出においては、既存設備の設置経緯や過去の消防署との協議内容の確認が必要な時があります。また、届出に際し以下の書類が必要となる場合がありますが、浅川町様より資料提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。 1. 建物の平面図 2. 誘導灯の平面図及び配線図 3. 建物の断面図 4. 過去の消防検査記録や設置届出	問題ありません。 町で保有している資料については、すべて提供いたします。
67	仕様書 2. 業務内容 (4) 設備仕様⑦	防災照明器具については、イにおいて、「所轄の消防署へ改修に伴う各種届出を行うこと」とあります。 一方で、防犯灯（街路灯）には、特段、届け出の記載がございません。 防犯灯（街路灯）にかかる電力会社への契約変更申請等については、本事業の対象外という認識でよろしいでしょうか。	電力会社への申請等についても本事業の対象としています。
68	仕様書 4. 提出書類 【完了時】	完了時の提出書類の「照明器具配置図」については、防犯灯（街路灯）も含まれるのでしょうか。含まれるとすれば、どのような配置とすべきでしょうか。 また、照明器具写真（設置前後）とありますが、器具一つ一つではなく、代表となる箇所の写真という認識でよろしいでしょうか。	防犯灯の配置図については、設置場所がわかるものになります。 また、設置前後の写真については、お見込みのとおりです。
69	仕様書 2. 業務内容 (7) LED照明 リース仕様⑥	リース開始後、10年を経過した際には、本設備の所有権は、浅川町様に無償移転することになるため、リース期間中の固定資産税はリース会社が負担しないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
70	実施要領 【審査基準】	プロポーザル審査基準には、環境対策・省エネ性能がございます。 環境対策や省エネ性能を提案するためには、消費電力の削減（温室効果ガス排出抑制・電気量軽減）効果を算出する必要があり、以下の項目が必要となります。 C o 2 排出係数 ・ 電気料金単価 一日の点灯時間 ・ 年間の稼働日数 なお、この場合の点灯時間と点灯日数は、全施設一律と考えてよろしいでしょうか。 プロポーザル参加者の同一条件での算出のためにも、ご教示いただけますでしょうか。	町から一律の条件はお示しいたしません。 これまでの同種事業の実績・ノウハウ等を踏まえ、前提条件を説明のうえ、ご提案ください。
71	仕様書 2. 業務内容 (3) 対象設備	現地調査において、同一のポールに既設の街路灯器具とLED防犯灯が併設されている箇所を確認しました。当該箇所については、LED防犯灯のみを更新し、既設の街路灯器具は更新対象外との認識でよろしいでしょうか。 また、ソーラーパネルと照明器具が一体となった街路灯については本事業の更新対象に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。対象に含む場合既設のソーラーパネルを流用し、照明器具部分のみを更新することが困難な場合は更新方法については別途協議の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	現状が不明ではありますが、基本的には、いずれも更新対象となります。 ソーラーパネルと照明器具が一体となった街路灯についても本事業の更新対象に含まれます。
72	仕様書 2. 業務内容 (3) 対象設備	ナイター照明に付随する電撃殺虫灯や厨房にある殺菌灯、パトランプなどの一般照明とは用途の異なる設備が現地に設置されている場合もあるのですが、これらは本事業の対象となるのでしょうか。対象・対象外の判断基準（照明用途の定義、付帯設備の扱い等）と対象とする場合の理由についても併せてご教示ください。	電撃殺虫灯など他のLED照明に更新できない照明は対象としておりませんが、ご提案に含めることを拒むものではありません。
73	仕様書 2. 業務内容 (4) 設備仕様	学校施設においては、既存設備の配灯台数のままでは、既存器具より高い光束値のLED照明を選定した場合でも、当該照度基準を満足できない場合があると想定されます。 このような場合には、増灯は行わず、可能な限り照度基準に近づくように機器選定を行ったうえでLED化を実施する認識でよろしいでしょうか。	照度については、仕様書（4）②サのとおりです。 町としては、学校環境衛生基準を達成する機器の選定を希望しており、増灯のご提案を拒むものではありません。

No.	仕様書又は 要領の項目	質問内容	回答
74	仕様書 2. 業務内容 (4) 設備仕様	特殊寸法や意匠照明などの器具等の交換が困難な場合にはランプ交換等の代替対応について、協議させていただくことは可能でしょうか。 協議不可となる場合には事前に仕様書を入手していただくことは可能でしょうか。	詳細は、状況により協議します。
75	仕様書 2. 業務内容 (3) 対象設備	老朽化した灯柱の更新や屋外照明の整備を行う際、想定数を超える灯柱の交換や配電盤、配線等の改修に伴う別途工事が必要となった場合の対応について質問いたします。弊社が更新を想定している灯柱数は、全体の1%（5本程度）ですが、万が一、想定を超える交換作業や配電盤関連の別途費用が発生した場合、町と個別に協議、調整をさせていただくことは可能でしょうか。	更新対象は、基本的に必要最小限と考えておりますので、状況を踏まえ町で判断いたします。 これまでの同種事業実績等により、提案時点でどの程度の更新を見込んでいるのかご説明ください。 なお、想定よりも灯柱の更新が増えた場合には、詳細は協議し決定することとします。
76	様式	ご提示いただいた様式集は、単独参加または共同企業体での参加を想定したつくりとなっておりますが、弊社は今回「グループ構成」での提案を予定しております。 つきましては、参加に必要な事項を漏れなく記載しますので、「様式6：共同事業体事業実施体制表」および「様式7：配置予定担当者履歴書」のフォーマット（項目）を一部変更・追記して作成してもよろしいでしょうか。	問題ありません。 本プロポーザルで、共同事業体としているものについては、一般的な共同企業体(JV)をさしているものではありません。 どのような役割体制で業務を実施するのかわかるように作成してください。